(四)　(一)により災害廃棄物の処理を行った環境大臣については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四五年法律第一三七号）第一九条の四第一項の規定は、適用しないこととした。（第四条第四項関係）

5　費用の負担等

(一)　4の(一)により環境大臣が行う災害廃棄物の処理に要する費用は、国の負担とすることとし、この場合において、4の(一)の市町村は、当該費用の額から、自ら当該災害廃棄物の処理を行うこととした場合に国が当該市町村に交付すべき補助金の額に相当する額を控除した額を負担することとした。（第五条第一項関係）

(二)　国は、特定被災地方公共団体である市町村が災害廃棄物の処理を行うために要する費用で当該市町村の負担に属するもの（(一)により負担する費用を含む。以下「被災市町村負担費用」という。）について、必要な財政上の措置を講ずるものとすることとした。（第五条第二項関係）

(三)　国は、(二)に定める措置のほか、地域における持続可能な社会の構築や雇用の機会の創出に資する事業を実施するために造成された基金の活用による被災市町村負担費用の軽減その他災害廃棄物の処理の促進のために必要な措置を講ずるものとすることとした。（第五条第三項関係）

6　災害廃棄物の処理に関して国が講ずべき措置

(一)　国は、災害廃棄物に係る一時的な保管場所及び最終処分場の早急な確保及び適切な利用等を図るため、必要な措置を講ずるものとすることとした。（第六条第一項関係）

(二)　国は、災害廃棄物の再生利用等を図るため、必要な措置を講ずるものとすることとした。（第六条第二項関係）

(三)　国は、災害廃棄物の処理に係る契約の内容に関する統一的な指針の策定その他の必要な措置を講ずるものとすることとした。（第六条第三項関係）

(四)　国は、災害廃棄物の処理業務に従事する労働者等に関し、石綿による健康被害の防止その他の労働環境の整備のために必要な措置を講ずるものとすることとした。（第六条第四項関係）

(五)　国は、海に流出した災害廃棄物に関し、指針を策定するとともに、必要な措置を講ずるものとすることとした。（第六条第五項関係）

(六)　国は、津波による堆積物その他の災害廃棄物に関し、感染症の予防及び悪臭防止のために必要な措置を講ずるとともに、資材等としての活用を含めた処理等を行うよう必要な措置を講ずるものとすることとした。（第六条第六項関係）

7　事務の委任

環境大臣は、環境省令で定めるところにより、4の事務を地方環境事務所長に委任することができることとした。（第七条関係）

8　政令への委任

この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定めることとした。（第八条関係）

9　施行期日等

(一)　この法律は、公布の日から施行することとした。（附則第一項関係）

(二)　国は、被災市町村負担費用について、地方交付税の加算を行うこと等により確実に地方の復興財源の手当をし、当該費用の財源に充てるため起こした地方債を早期に償還できるようにする等その在り方について検討し、必要な措置を講ずるものとすることとした。（附則第二項関係）

法律

東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法をここに公布する。

御名御璽

平成二十三年八月十八日

内閣総理大臣　菅　直人

法律第九十九号

東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法

（趣旨）

第一条　この法律は、東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理が喫緊の課題となっていることに鑑み、国が被害を受けた市町村に代わって災害廃棄物を処理するための特例を定め、あわせて、国が講ずべきその他の措置について定めるものとする。

（定義）

第二条　この法律において「災害廃棄物」とは、東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）により生じた廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。第四条第四項において「廃棄物処理法」という。）第二条第一項に規定する廃棄物をいう。）をいう。

（国の責務）

第三条　国は、災害廃棄物の処理が迅速かつ適切に行われるよう、主体的に、市町村及び都道府県に対し必要な支援を行うとともに、災害廃棄物の処理に関する基本的な方針、災害廃棄物の処理の内容及び実施時期等を明らかにした工程表を定め、これに基づき必要な措置を計画的かつ広域的に講ずる責務を有する。

（国による災害廃棄物の処理の代行）

第四条　環境大臣は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第二条第二項に規定する特定被災地方公共団体（以下「特定被災地方公共団体」という。）である市町村の長から要請があり、かつ、次に掲げる事項を勘案して必要があると認められるときは、当該市町村に代わって自ら当該市町村の災害廃棄物の収集、運搬及び処分（再生を含む。以下同じ。）を行うものとする。

一　当該市町村における災害廃棄物の処理の実施体制

二　当該災害廃棄物の処理に関する専門的な知識及び技術の必要性

三　当該災害廃棄物の広域的な処理の重要性

2　環境大臣は、東日本大震災復興対策本部の総合調整の下、関係行政機関の長と連携協力して、前項の規定による災害廃棄物の収集、運搬又は処分を行うものとする。

3　環境大臣は、第一項の規定により災害廃棄物の収集、運搬又は処分を行う場合において、必要があると認めるときは、関係行政機関の長に協力を要請することができる。

4　第一項の規定により災害廃棄物の収集、運搬又は処分を行った環境大臣については、廃棄物処理法第十九条の四第一項の規定は、適用しない。

（費用の負担等）

第五条　前条第一項の規定により環境大臣が行う災害廃棄物の収集、運搬及び処分に要する費用は、国の負担とする。この場合において、同項の市町村は、当該費用の額から、自ら当該災害廃棄物の収集、運搬及び処分を行うこととした場合に国が当該市町村に交付すべき補助金の額に相当する額を控除した額を負担する。

2　国は、特定被災地方公共団体である市町村が災害廃棄物の収集、運搬及び処分を行うために要する費用で当該市町村の負担に属するもの（前項後段の規定により負担する費用を含む。以下「被災市町村負担費用」という。）について、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

3　国は、前項に定める措置のほか、災害廃棄物の処理が特定被災地方公共団体である市町村における持続可能な社会の構築や雇用の機会の創出に資することに鑑み、地域における持続可能な社会の構築や雇用の機会の創出に資する事業を実施するために造成された基金の活用による被災市町村負担費用の軽減その他災害廃棄物の処理の促進のために必要な措置を講ずるものとする。